

令和4年第1回五霞町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和4年1月21日(金曜日)午後2時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認について
(令和3年度五霞町一般会計補正予算(第9号))
日程第 5 議案第 1号 境町と五霞町における学校給食事務の委託に関する規約の制定
に関する協議について
日程第 6 議案第 2号 五霞町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第 3号 令和3年度五霞町一般会計補正予算(第10号)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	小野寺 宗一郎 君	2番	黛 丈夫 君
3番	江 森 美佐雄 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
7番	伊 藤 正 子 君	8番	宇 野 進 一 君
9番	鈴 木 喜一郎 君	10番	樋 下 周一郎 君

欠席議員(0名)

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	千 葉 道 子 君	総 務 課 長	大 関 千 章 君
まちづくり 戦 略 課 長	鳩 貝 浩 之 君	会 計 管 理 者 兼 町 民 税 務 課 長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生 活 安 全 課 長	古 郡 健 司 君
都市建設課長	大 橋 勝 君	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	笈 沼 光 行 君
上下水道課長	松 村 聖 市 君	教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 口 啓 一	書 記	落 合 宏 紀
書 記	伊 藤 弘 美		

開会 午後 2時30分

◎開会宣告及び議長挨拶

○議長（新井 庫君）定刻になりましたので、ただいまから令和4年第1回五霞町議会臨時会を開会いたします。

開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

年が明け、寒に入りまして、一段と寒さも厳しくなっておりまして。議員各位におかれましても体調管理には十分注意していただきたいと思っております。

そのような中、オミクロン株の影響と思われるコロナウイルス感染者数も全国的に増加しておりまして、五霞町においても新たな感染者数が報告されております。引き続き、マスク、手洗い、三密の回避など感染症拡大予防対策を十分に行っていきたいと考えております。

さて、令和4年第1回臨時会の開催には、議員各位、何かとお忙しい中、御出席をいただきまことにありがとうございます。

本臨時会には、4件の議案等が提出されております。議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本臨時会開会に当たり本日午後1時30分から議会運営委員会が開催され、別紙第1回臨時会会期及び審議表のとおり協議されておりますので、御報告申し上げます。

本臨時会においても、引き続き新型コロナ感染拡大防止対策を徹底した上での開催とさせていただきます。検温、マスクの着用、場内換気の実施など皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（新井 庫君）ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（新井 庫君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（染谷森雄君）改めまして、こんにちは。

令和4年第1回臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆さん方にはコロナ禍の中、また、何かと御多忙の中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

先ほど、議長からもお話がありましたように、オミクロン株の感染が大変急激に拡大しているという中で、本町としても最優先でこれらの対策に取り組んでいるところでございます。またそれは、この後の全協のほうで詳しくお話をさせていただきたいと思っております。

そして、先ほど全協のところでも申し上げさせていただきましたが、今回の臨時会の開催の理由につきましては、五霞町立学校の給食について業者委託をしまいましたが、コロナ禍の影響も含めまして業者側から今年度末をもって業務委託を終了したいとの届出があったことから、令和4年4月1日からの給食事務を境町に委託先を変更すると。そのために、規約及び補正予算等々所要の議決をいただくために開催をさせていただくものでございますので、どうかひとつ御了解のほどをよろしくお願い申し上げます。

本臨時会には、執行部といたしましては、専決処分の承認が1件、また、学校給食事務の委託に関する規約の制定に関する協議が1件、それに合わせた条例の一部改正が1件、令和3年度一般会計補正予算が1件の合計4件を御提案させていただきますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

また、詳細につきましては、お手元の議案書により説明をさせていただきますので、慎重なる審議をいただきまして適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（新井 庫君）これから本日の会議を開きます。

会議規則第20条による議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（新井 庫君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により2番 黛 丈夫君、8番 宇野進一君の2名を会期中の署名議員に指名いたします。

◎会期の決定

○議長（新井 庫君）日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（新井 庫君）日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による本日の議案説明員の報告をいたします。町長、副町長、教育長、関係課長等が出席しております。

また、写真撮影のため、まちづくり戦略課 曾我副主幹の入場を許可しております。これで、諸般の報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）これより議事に入ります。

初めに、承認第1号 専決処分の承認について。

令和3年度五霞町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第1号 令和3年度五霞町一般会計補正予算（第9号）につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯への支援に要する費用を計上するため専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,735万円を追加し、総額をそれぞれ50億6,222万9,000円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（大関千章君）それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

こちらが、承認第1号 令和3年度五霞町一般会計補正予算（第9号）でございます。

第1条、第1項でございますけれども、町長からありましたとおりでございます。

第2項といたしまして、補正予算の款項の区分及び金額等につきましては、第1表歳入歳

出予算補正によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

18款繰入金、2項、1目財政調整基金繰入金4,735万円の追加でございますが、専決処分を行った時点におきましては、国の補正予算がまだ可決されていなかったことから、一般財源での対応として歳入調整したものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款民生費、2項、2目児童措置費につきましては、既に議決をいただきました子育て世帯への臨時特別給付金に対し、1件あたり現金5万円を上乗せし、合わせて10万円を令和3年12月中に給付するための事業費として、扶助費4,735万円を計上させていただいたものでございます。

以上の理由によりまして、補正予算の専決処分といたしましたので御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第1号を採決いたします。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）続いて、議案第1号 境町と五霞町における学校給食事務の委託に関する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第1号について御提案申し上げます。

五霞町立学校の給食につきましては、業者委託により実施をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、委託をしておりました業者である株式会社 行田福祉センター内の行田給食センターが事業の継続が困難となり、今年度末をもって業務委託を終了したいとの届出がありました。

つきましては、令和4年度から五霞町立学校の給食事務を境町に委託することについて、地方自治法第252条の第14第1項の規定により境町と協議をするに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（新井 庫君）続いて、教育次長の補足説明を願います。

教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）それでは、議案第1号 境町と五霞町における学校給食事務の委託に関する規約の制定に関する協議について御説明を申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。規約につきまして、御説明いたします。

まず、第1条でございます。第1条につきましては趣旨として、委託することに関しまして必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条でございます。第2条は、委託事務の範囲を定めるものでございます。範囲といたしましては、五霞町が設置する学校の給食に係る調理及び運搬の業務とそれに付随する事務でございます。

第3条。第3条は、委託事務の管理及び執行の方法について定めるもので、境町の条例、規則、その他の規程に定めるところによるものとしてございます。

第4条でございますが、第4条は、経費の負担といたしまして、委託事務の管理及び執行に要する経費は五霞町が負担するものと定めるものでございます。

第5条でございます。第5条は、予算の執行で、委託事務の管理及び執行は、境町の歳入歳出予算に計上するものといたしまして、第2項では、各年度において五霞町が境町に納付した額に過不足が生じたときは、翌年度において調整をすると定めるものでございます。

続きまして、第6条でございますが、第6条は境町長が予算、決算の要領を公表したときには、当該委託事務に関する部分を五霞町長に通知をする旨を定めるものでございます。

続きまして、7条でございます。第7条は、連絡会議でございます。委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度又は五霞町長の申し出により連絡会議を開くものとするものと定めるものでございます。

続きまして、12 ページをお願いいたします。

第8条でございます。第8条は、境町長は、委託事務の管理及び執行について適用される境町の条例等を改正する場合は、五霞町長に通知をするものとし、第2項では、通知を受けた五霞町長は、これを公表すると定めるものでございます。

最後に、第9条でございます。第9条は、この規約に定めるもののほか、必要事項は境町長と五霞町長が協議をして定めるものとしてございます。

附則でございますが、1といたしまして、この規約は令和4年4月1日から施行をするものでございます。

2としまして、五霞町長は、この規約の告示をする際に、委託に関する境町の条例が五霞町に適用される旨、そして、これらの条例を公表するものとするものでございます。

3といたしましては、委託事務を廃止する場合の規定でございます。

以上が、規約の条文の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）続いて、議案第2号 五霞町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第2号について御提案申し上げます。

五霞町立学校の給食につきましては、業者委託により実施をしまいましたが、委託先の変更に伴いまして五霞町学校給食実施に関する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、教育次長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、教育次長の補足説明を願います。

教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）それでは、議案第2号 五霞町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書の15ページをお開き願います。

旧対照表により御説明申し上げます。

第2条でございますが、実施の方法についてでございます。委託先の変更に伴いまして、業者委託の業者の部分を削除し、委託により実施をすると改正するものでございます。

附則といたしまして、施行日は令和4年4月1日からでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

伊藤議員。

○7番（伊藤正子君）これ、4月1日から実施になると。

行田のほうも私たちも見学に行って視察しまして、距離的にも配達して来る時間も長かったと。境町のほうで委託を受けていただけると。

私もいつも毎日、子供たちに会うのですが、給食できょうは何を食べました。非常に皆さん喜んで食べている。オギャーって生まれてから小学校から中学校の15歳まで、この子供たちの成長に給食のあり方というのは、すごく大事なものだと思って。これを今度、小中一貫校に移行する前に、こういう給食の制度を変えていくというのはすばらしいことで、本当に……。

願わくは、少子化になっている背景の中で、給食をもう少し保護者……。保護者への説明はまだやっていらないのでしょうか。その点と、そういう次の世代を育てていくためにも給食費を軽減して、保護者の負担を少なくしていく。子供たちにいい食事をして次の世代を育てていかなければいけないと思っていますし、よかったですと思います。

境町も子供たちの給食費の負担を少なくしているのでも、うちの町も、競うわけではないですが、ふるさと納税を増額して、保護者の負担を軽減するようにみんなで努力していったほうがいいと思います。

どうもありがとうございます。

以上です。

○議長（新井 庫君）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

○議長（新井 庫君）よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）続いて、議案第3号 令和3年度五霞町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第3号 令和3年度五霞町一般会計補正予算（第10号）につきまして御提案申し上げます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億139万5,000円を追加し、総額をそれぞれ51億6,362万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（大関千章君）議案書の17ページをお願いいたします。

こちらの第1条、第1項につきましては、町長からありましたとおりでございます。

第2項といたしまして、補正予算の款項の区分及び金額とにつきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

こちらは歳入でございます。

14 款国庫支出金、2 項、2 目民生費国庫補助金 1 億 3,235 万円の追加でございますが、令和 3 年度五霞町一般会計補正予算、先ほど来の第 9 号で計上いたしました子育て世帯への臨時特別給付金に対する財源措置としての 4,735 万円を、今回の歳出予算に計上しております住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の財源として 8,290 万円を合わせました 1 億 3,025 万円を事業費補助金として追加し、さらに同事業に対する事務費補助金として 210 万円を増額補正するものでございます。

次に、18 款繰入金、2 項、1 目財政調整基金繰入金 3,095 万 5,000 円の減額でございますが、先ほど申し上げました令和 3 年度五霞町一般会計補正予算（第 9 号）に対しての国費の財源措置がされたことによる一般財源の振替並びに歳入調整によります減額補正を行うものでございます。

続きまして、23 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3 款民生費、2 項、2 目児童措置費につきましては、一番右側の説明欄、一番上でございますけども、子育て世帯臨時特別給付金事業ということで、歳入で申し上げました財源振替を計上してございます。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に当たっての事務費でございます。1 節の報酬 45 万 9,000 円から 12 節のシステム改修委託料 112 万 7,000 円までを、さらに給付事業費といたしまして 19 節の扶助費 8,290 万円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、4 款衛生費、1 項、2 目予防費につきましては、新型コロナウイルスに感染し、自宅療養となった患者やその同居家族への日常生活の支援として食料品や日用品等の物資配付にかかわる委託料 37 万 2,000 円を追加するものでございます。

続きまして、24 ページをお願いいたします。

10 款教育費、6 項、3 目学校給食費につきましては、令和 4 年度から学校給食事務を境町へ委託することに伴い、事前に五霞町分の給食提供にかかわる物品等の調達費用の負担金として 1,602 万 3,000 円を追加するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

樋下議員。

○10 番（樋下周一郎君）1 点だけ質問をさせていただきます。

全協等の時間が余りありませんでしたので、本会議になってしまいましたけれど、24 ページの学校給食関係で補正されるわけですけど、総務課長から、学校給食を 4 月から境町の協力をいただいて始めるということでございますので、それに係る物品等の補正だという

ことですが、もう少し、私もある程度は理解していますが、もう少し細かく説明をしていただければというふうに思っております。物品なのか——物品はあると思いますけれど、それと、五霞町の方は600食まではいかないと思いますけれど、その分で一人当たり大体幾らぐらいの概算の補正なのか。その辺をはっきりと、もう少し細かく説明してもらえればというふうに思っております。

○議長（新井 庫君）はい。

これについては、教育次長のほうで説明をするということによろしいですか。

○10番（樋下周一郎君）はい。

○議長（新井 庫君）教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）それでは、負担金の学校給食……。

○議長（新井 庫君）マイクをお願いします。

○教育次長（猪瀬英子君）失礼しました。

負担金の学校給食負担金について、詳細なところについて御説明をさせていただきます。

令和4年度の準備といたしまして、実際に五霞町の児童・生徒が使う食器類——トレイ、また汁物等を運搬するための食缶等、人数分といたしましては約600を予定しておりますが、食器類については予備等も必要だということで、追加も想定しているところです。また、食器を運搬する際に必要なコンテナ、そして運搬する時の配送車でございます。さらには、食器を洗浄した後の消毒保管庫。五霞町の方が追加になるということで、消毒保管庫。さらに、増員になります調理員の着衣等が雑費として、消耗品として予定をされているところです。こちらは、概算額で出させていただきます。これから詳細な見積もりを徴取した上での契約という形になります。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）はい、樋下議員。

○10番（樋下周一郎君）ありがとうございます。

聞くとところによると、いろいろそういう事前に物品等にかかる私も思いますけれども、今まで行田で配送してもらっておりますけれども、行田で配送にかかる部分で何か譲ってもらえるものはあるというようなことでございますので、その辺も含めてそういうものがあれば助かるのかなというふうに思いますが、その辺ももうちょっと説明していただければと思います。

○議長（新井 庫君）教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）事務レベルで調整をさせていただきます。行田給食センターが閉鎖をされるということで、配送車についての払い下げができないか。また、それに積んで配送しますコンテナにつきましても払い下げができないかということで、実際に行田給食センターのほうに連絡をさせていただいたところ、それが使用できるというような回答をいただいています。それらは引き続き使うということで、新たに購入をさせていただくものにつきましては、食器類、そして消毒保管庫等につきましては、新たに購入というような形

でございます。

以上です。

〔「わかりました。ありがとうございます。」と発言する者あり〕

○議長（新井 庫君）はい。

ほかにございますか。

山本議員。

○4番（山本芳秀君）経費の支払いですけども、これは当然、町は五霞町の分は五霞町でということになるのでしょうか、これは食数で案分して支払い額というのは決定されるのでしょうか。

それとですね、もう一つ。仕入れの関係ですが、境町へ委託するというので、やはり五霞町の食材。これだけ道の駅にもかなりの食材がありますので、やはり五霞町のほうからの食材を仕入れていただきたいと。境町さんだけではなくて、そういう面もぜひ要望していただきたい。境町さんのほうからだけ仕入れるのではなくて、五霞町のほうからもどんどん仕入れていただきたいということで、五霞町に対しても恩恵がなければいけないと思うんですね。そういう意味で、恩恵というか、あれですけども、そういう意味でちょっとその辺だけ要望しておきたいと思います。

では、食数についてだけお願いしたいと思います。案分についてですね。

○議長（新井 庫君）はい、教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）食数につきましては、現在、境町が2,200食。そして、五霞町が600食ということで、児童・生徒数は600までないですが、毎日、教職員を入れまして約600食ということで、2,800食分のうちの五霞町の負担ということで、600食というような形で経費の案分をしていくような予定になってございます。

○議長（新井 庫君）山本議員。

○4番（山本芳秀君）はい、わかりました。

それと、試食ですね。私だけの意見であれですが、議会としても試食をさせていただきたいなというふうに思います。これは、日を決めるのではなくて、抜き打ちがいいと思うんですね。日を決めないでやっていただきたいなど。これを要望したいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

意見があったらお聞かせいただきたいのですが。

○議長（新井 庫君）はい。

教育次長はありますか。

はい、教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）試食につきましては、今までの行田給食センターにつきましても議員の皆様に行っていた経緯がございますが、現在、コロナの感染が拡大しているということで、また時期を改めて行わせていただきたいというふうに考えてございます。

また、日にちを決めないでということだと、なかなか準備の関係で難しいのかなという

ふうに考えますが、そちらにつきましては、境町と協議をしていきたいと考えています。

○議長（新井 庫君）山本議員。

○4番（山本芳秀君）はい、わかりました。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（新井 庫君）これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会の全日程が終了しました。

◎議長挨拶

○議長（新井 庫君）閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会では、専決処分承認、学校給食に関する案件並びに一般会計補正予算に関する案件が提案され、議員各位には慎重審議をいただき、全議案を議了できましたことに対し厚くお礼申し上げます。

簡単ではございますが、閉会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（新井 庫君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（染谷森雄君）臨時会で御提案させていただきました、特に、この給食の委託の件でございませけれども、執行部より提案させていただきました案件について原案のとおり御承認賜りましたことに対し厚く御礼申し上げます。

これからまた、境町と慎重に協議をしながら子供たちの、また安心・安全も含めてですね、いい給食体制ができるように努めてまいりたいと思いますので、またいろいろ御意見等もいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大変どうもありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（新井 庫君）これにて閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

閉会 午後 3時04分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員